

例年ご協力・ご来場いただき
おります皆さまには誠に申し訳あ

- ※職種により異なり、シフト制勤務もあります。
- 給与等 町の規定による
- 応募資格 特になし

○と き
12月16日(水)
午後1時30分～3時
○ところ 町下庁舎 会議室1
〈教 育 委 員 会〉

只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（Tel82 - 5240）へお問合せください。

求人者名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
特別養護老人ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4 か月以上	月額 148,900～ 181,100 円	只見町長浜字久保田 11 電話：84-7110	交替制あり ①8:00～17:00 ②7:00～16:00 ③12:00～21:00 ④21:00～翌 8:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月給 156,100～ 192,900 円	只見町小林字七十苅 622-1 電話：86-2008	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌 10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
(株)コスモメディカルサポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月給 156,100～ 192,900 円	只見町只見字原 707-1 電話：82-5006	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌 10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 介護補助	時給 800～ 851 円		交替制あり 8:00～18:00 の間の 5 時間 程度 ※勤務時間、日数は相談 に応じます。	雇用 労災	特になし
季の郷 湯ら里	【正社員以外】 レストラン・宴会などの 接客サービス	時給 800 円～	只见町長浜字上平 50 電話：84-2888	交替制あり ①10:00～14:00 ②17:00～21:00 ※中抜け勤務あり ※宴会などの利用者の状況 により勤務時間が変更に なる場合があります。	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【パート】 レストラン・宴会などの 接客サービス			交替制なし 17:00～21:00 ※宴会などの利用者の状況 により勤務時間が変更に なる場合があります。	雇用 労災	
	【パート】 調理業務全般			交替制あり ①9:00～13:00 ②10:00～13:00 ③17:00～20:00	雇用 ※労働日 数により 加入 労災	
	【正社員以外】 調理業務全般			交替制なし ①9:00～14:00 ②17:00～20:00	雇用 労災 健康 厚生	
(株) ニッコトラスト	【正社員以外】 清掃作業 4 か月以上	時給 800 円～	南会津町和泉田字 稲場 5510-1 電話：72-8577 就業場所： 田子倉電力所	交替制なし 7:30～11:30	雇用 ※労働日 数により 加入 労災	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
只見町介護 老人保健施設 こぶし苑	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4 か月以上	日額 6,590～ 8,550 円	只见町長浜字唱平 31 電話：84-2101	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③10:00～19:00 ④17:30～翌 9:30 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 看護員(臨時) 看護員(パート) 雇用期間の定めあり 4 か月以上	日額 7,040～ 8,280 円 時給 880～ 1,035 円		交替制あり 9:00～18:00 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生 ※パート は労働日 数により 加入	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可) 看護師または 准看護師免許
特定非営利活 動法人 ゆいネット只見	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4 カ月以上	日額 就労時間 ①、② 7,200 円 時給 就労時間 ③900 円	只见町只見字原 705 電話 82-3330 就業場所： 奥会津学習センター	交替制あり ①6:00～14:45 ②11:45～20:30 ③15:30～20:30	雇用 労災 健康 厚生	特になし

<観 光 商 工 課>

建設発生土の

受入募集について

福島県南会津建設事務所が発注する河川工事等における建設発生土の受入希望者を公募します。

○期 間

令和2年12月初旬から令和3年10月末まで。ただし発生土がなくなり次第締切ります。

○受入条件

・受入先が只見町内であること
・受入土量が1箇所あたり1,000m³以上

・大型ダンプトラック(10t車)の土砂搬入ができる場所

○申込方法

南会津建設事務所ホームページより申請書を入力し、郵送またはメールにより企画調査課に提出してください。

○運搬条件

県の実施範囲は受入地までの運搬、敷均しまでとなります。受入地の整備に必要な擁壁、盛土転圧等は受入者の対応となります。

○問合せ先

福島県南会津建設事務所
企画調査課
(Tel 62・5322)
〈農 林 建 設 課〉

土地の現況を

変更された方へ

土地の現況を変更された方は、翌年度からの固定資産税額を計算するために土地評価額を変更する必要がありますので、町民生活課税務係にご連絡ください。

なお、農地にかかる現況の変更は農業委員会にご連絡ください。

○問合せ先 町民生活課税務係

(Tel 82・5110)
〈町 民 生 活 課〉

建物を新築、増築、

滅失された方へ

建物を新築又は増築をしたときは翌年度からの固定資産税額を計算するために、家屋の調査を実施し評価額を決定しなければなりません。町では、年間を通して家屋評価を行っています。新・増築された方で、まだ評価の済んでいない家屋がありましたら町民生活課税務係までご連絡ください。

また、新・増築、老朽化などの理由で建物を取り壊した場合は「家屋滅失届」の提出が必要となります。この届け出により、翌年度から対象家屋は課税されなくなります。届け出がないと、引き続

き課税される場合がありますのでご注意ください。届け出用紙は町民生活課税務係及び朝日、明和振興センターにあります。

〈町 民 生 活 課〉

町税の滞納整理

にご協力ください

12月は町税等の滞納整理強化月間です。

近年の納税状況は、納税意識の向上と納税貯蓄組合の努力により改善されていますが、まだ一部の納税者に滞納が見られます。

税金は町の財政の根幹となる重要なものです。納税は国民の義務であり、税金は「取られるもの」ではなく「自主的に納めるもの」という理解にたつて、納期内納税に努めましょう。

町では、12月を滞納整理強化月間と定め、納税相談の強化を図ってまいりますのでご協力をお願いします。

〈町 民 生 活 課〉

つる細工講座

受講生を募集します

次の日程でつる細工講座を開催します。お誘い合せのうえ、ぜひ

ご参加ください。

○と き ※毎週水曜 全9回
1月13日(水)～3月10日(水)

午前9時～午後3時まで

○ところ 朝日振興センター

○講師 小沼伸子さん(黒谷)

○参加費 1,000円

※材料を購入する場合は、別途材料費がかかります。

○定 員 5名程度

○申込期限 12月28日(月)

○申込・問合せ先

朝日振興センター

(Tel 84・2111)
〈朝日振興センター〉

朝日診療所より

歯科休診について

都合により次の日は、歯科診療を休診させていただきます。ご了承ください。

○と き

12月17日(木)、28日(月)

〈朝 日 診 療 所〉



只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所(Tel 82 - 5240)へお問合せください。

求人者名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
特別養護老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 令和3年1月～	日額 6,590～ 8,280 円	只見町長浜字久保田 1 電話: 84-7550	交替制あり ①7:00～16:00 ②8:30～17:30 ③9:00～18:00 ④9:30～18:30 ⑤10:00～19:00 ⑥11:00～20:00 ⑦17:00～翌 10:00 ※夜勤について要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 臨時調理職員 雇用期間の定めあり 4か月以上 令和3年3月～	日額 6,590～ 8,280 円		交替制あり ①6:00～15:00 ②10:00～19:30 ③6:00～10:00 ④15:30～19:30 ※パート勤務可		
株式会社 正家	【正社員以外】 浴室内の清掃 4か月以上	時給 1,000 円 ～	只見町只見字新屋敷 下 2508-8 就業場所: ひとつぶろまち湯	①9:00～11:00 ②20:30～22:30 ①もしくは②	雇用 労災	特になし

〈観 光 商 工 課〉

みんなの伝言板

◆ケガや病気による障害でお悩みの方へ「障害年金無料相談会」開催のお知らせ

「障害年金」とは、20歳以上65歳未満(原則)の方で一定の年金保険料納付の基準を満たし、ケガや病気による障害で「日常生活に支障がある」「就労に制限がある」など所定の障害状態になった場合に支給される公的年金です。精神疾患も対象となり、癌や糖尿病などをはじめ、ほとんどの病気が対象となります。

相談会は個別相談となります。おひとり様30分程度で3名様限定といたします。

○と き 令和3年1月16日(土) 13:00～15:00

○と ころ 只見振興センター 学習室

○そ の 他 当日はコロナ対策のためマスクの着用をお願いいたします。

○応募方法 下記の問合せ先にお電話ください。※先着順となります。

○問合せ先 吉津社会保険労務士事務所(Tel 72 - 8288 / Tel 090 - 2163 - 5498)

◆深沢温泉むら湯 臨時休業のお知らせ

機械設備修繕の為、深沢温泉むら湯を臨時休業とさせていただきます。なお、季の郷湯ら里は通常どおり営業いたしますのでご利用ください。

○休業期間 12月15日(火)～17日(木)

○問合せ先 季の郷湯ら里(Tel 84 - 2888)

◆「雪んこタクシー」年末年始の運休について

年末年始は、次のとおり運休となりますのでご了承ください。

○運休期間 12月29日(火)～1月3日(日)

※定期路線ワゴン自然首都・只見号については、1月1日(金)のみ運休となります。

◆「多重債務相談窓口」のご案内

財務省福島財務事務所では、借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じています。秘密厳守・相談無料です。お気軽にご相談ください。

○相談窓口 財務省福島財務事務所 理財課(Tel 024 - 533 - 0064)

○受付時間 平日 8:30～12:00、13:00～16:30

○申請用紙
役場又は各振興センターにあ
ります。只見町ホームページか
らもダウンロードできます。
○提出書類
申請書及び添付書類一式
※詳しい内容は、問合せ先にご連
絡いただくか、只見町ホームペ
ージをご確認ください。

そのため、見積及び入札に参加するために、「競争入札参加資格申請書」を提出する必要があります。(申請がない場合は、見積・入札時に指名されません。)

参加資格希望者は次により申請してください。過去に申請された業者についても資格の更新が必要です。忘れずに申請してください。

○申請期間

令和3年1月13日(水)

令和3・4年度
只見町入札参加
資格申請について

只見町（役場関係機関等）が物品を購入または工事等を依頼する場合は、只見町財務規則に基づき競争見積（入札）によって決定します。

○対象となる条件

- ・法に基づき指定された対象となる職種の養成施設に在学又は在所している（予定含む）こと
- ・養成施設に合格時点を含め入学以前に6か月以上引き続き只見町に住所又は本籍を有すること
- ・申請する者の保護者が只見町に住所を有すること

金を貸与します。

○対象となる職種

保健師、助産師、看護師、放射線技師、理学療法士、作業療法士

町では、次の職種を目指す方で、
将来只見町職員としてその業務に
従事しようとする方に対し奨学資

**保健師等を目指す
奨学生を募集します**

○提出先・問合せ先
 【物品購入等】
 総務課財政係
 (Tel 82・5210)
 【建設工事・測量等】
 農林建設課建設係
 (Tel 82・5270)
 〈総務課〉
 〈農林建設課〉

○募集期間
令和3年2月12日（金）
○問合せ先 保健福祉課保健係
（TEL 84・7005）
〈保健福祉課〉

申請書などは問い合せのあった方に直接送付します。

○申し込み手続き

奨学資金貸与申請書に住民票
抄本（申請者と保護者）、履歴書、
健康診断書、在学中の学校から
の推薦書、養成施設の在学証明
書（進学予定は合格通知書写し）
を添えて保健福祉課保健係に提

- ・国又は他の団体から同種類の奨学金の貸与を受けていないこと

○貸与額　月額10万円以内

○奨学金の返還及び免除

奨学資金貸与条例により

原則として貸与期間満了の1年後から10年以内に返還することになります。ただし、資格取得しその職種で只見町の任期の定めのない職員として就職した時は、返還期間中の従事期間に應じた額が免除されます。(町職員として就職するまでに納期の到来した返還額と返還済額は免除対象となりません。)

- 今 週 の 行 事 -

12月16日(水)	おたっしゃ教室	(原集会施設)	10:00～11:30
17日(木)	おたっしゃ教室	(坂田生活改善センター)	10:00～11:30
18日(金)	おたっしゃ教室	(叶津集会施設)	10:00～11:30

- 今 週 の 放 送 -

12月17日（木）テレビー福島 げっきんチェック
「只見町・こだわりの職人から、こだわりの食探訪」 9:55～10:45
只見こだわりの食及びその職人が紹介されます。

町営住宅の入居者募集

町営住宅の入居者を募集します。

○募集する団地名・構造

団地名	構 造	住 所
福井団地 1 号棟 2 号室	鉄筋コンクリート3階建 約 67 m ²	福井字前田表 3 3 3
福井団地 1 号棟 4 号室	鉄筋コンクリート3階建 約 67 m ²	福井字前田表 3 3 3
福井団地 2 号棟 1 号室	鉄筋コンクリート3階建 約 71 m ²	福井字前田表 3 1 0
礼堂団地 2 号棟 7 号室	木造 2 階建 約 71 m ²	大倉字礼堂 1 1 5 2 - 1
大倉団地 3 号棟 4 号室	鉄筋コンクリート3階建 約 71 m ²	大倉字広田面 1 4 8 9 - 4
大倉団地 4 号棟 6 号室	鉄筋コンクリート3階建 約 71 m ²	大倉字広田面 1 4 8 9 - 3
九々生団地 6 号室	鉄筋コンクリート3階建 約 67 m ²	二軒在家字九々生 9 1 6 - 1

○申込期間

12月21日（月）正午まで町民生活課必着

○入居資格

①世帯所得が月額15万8千円以下（※給与年収：296万8千円以下）である者

②現に住居に困窮していることが明らかな者

③暴力団員でない者

④町税等に滞納がない者

○申込み用紙及び申し込み時に必要な書類などの説明資料は、役場町民生活課及び朝日・明和振興センターにあります。

○応募多数の場合は抽選により入居者の選考を行います。

○当該団地の事前見学を希望する場合や、詳しい内容については町民生活課（TEL 82 - 5100）までご連絡ください。

〈町民生活課〉

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方へ

傷病手当金

傷病手当金は、給与等の支払いを受けている国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の方が、業務災害以外の理由による新型コロナウイルス感染症の感染やその療養のために仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。

自覚症状はないが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」との判定を受け入院し仕事を休んでいる方や、発熱などの自覚症状があり療養のために仕事を休んでいる方も、傷病手当金の支給対象となります。

対象者

被用者である被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者であって、かつ、労務に服することができなかった者

適用期間

令和2年1月1日から令和3年3月31日まで（期間が延長されました）

支給対象となる日数

労務に服する予定であったが労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（令和3年3月31日を超えて入院が継続する場合等は、支給を始めた日から起算して最長1年6月まで）のうち就労を予定していた日数

支給額

支給額＝1日当たりの支給額（直近の連続した3月間の給与収入額の合計額÷就労日数）
× 2/3 × 支給対象となる日数

※ 1日当たりの支給額には、上限があります。

申請手続等

支給申請用紙は、世帯主記入用（後期の方は被保険者記入用（表））、被保険者記入用（後期の方は被保険者記入用（裏））、事業主記入用、医療機関記入用の4種類あります。提出先の保健福祉センター（保健福祉課）、町民生活課、朝日・明和振興センターもしくは只見町ホームページから入手し、申請者・事業主等それぞれ記入（証明）のうえ提出してください。

問合せ先 只見町 保健福祉課 保健係 電話 0241-84-7005

！冬のコロナ対策へのご協力をお願いします！

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

「静かなマスク会食」をお願いします



いつでもマスク
気を付けたい「5つの場面」

内閣官房
新型コロナウイルス
感染症対策推進室



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



国民健康保険税の減免について

後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険税（料）が減免**となります。

※令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険税（料）が対象です。（減免申請期限は令和3年3月31日です。）

【保険税（料）の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方

⇒ **保険税（料）を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる方

⇒ **保険税（料）の一部を減額**

※保険税（料）が一部減額される具体的な要件

被保険者の属する世帯の主たる生計維持者について

※主たる生計維持者とは、原則は世帯主になりますが、その世帯の中で最も収入額が多い世帯員となることがあります。

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○ **保険税（料）の減免額は、減免対象保険税（料）額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。**

減免対象の保険税（料）額（ $A \times B / C$ ） **世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合（D）**

A：通常に算定した保険税（料）額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる収入に係る前年の所得額

C：生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

※同一世帯に国保と後期高齢の被保険者がいる場合は、別々に計算します。

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税（料）の全部を免除。

お問い合わせ ○国民健康保険

只見町 町民生活課 税務係

電話：0241-82-5110

○後期高齢者医療

只見町 保健福祉課 保健係

電話：0241-84-7005

※申請用紙は、各お問い合わせ先及び朝日・明和振興センター又は只見町ホームページに掲載しております。

介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす第一号被保険者の方は、保険料が減免となります。

※令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険料が対象です。(減免申請期限は令和3年3月31日です。)

【保険料の減免の対象となる方】

- ① **新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方**
⇒ **保険料を全額免除**
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる方**
⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

被保険者の属する世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、**減免対象保険料** ($A \times B / C$) に **減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 ($A \times B / C$)

- A：通常に算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる収入に係る前年の所得額
C：世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

200万円以下の場合：全部(10分の10)
200万円を超えるとき：10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

お問い合わせ 只見町 保健福祉課 福祉係

電話：0241-84-7010

※申請用紙は、各お問い合わせ先及び朝日・明和振興センター又は只見町ホームページに掲載しております。